## 第26号議案

豊川市災害派遣手当の支給に関する条例の一部改正について 豊川市災害派遣手当の支給に関する条例の一部を改正する条例を次のように 定めるものとする。

平成26年2月19日提出

豊川市長 山 脇 実

豊川市災害派遣手当の支給に関する条例の一部を改正する条例 豊川市災害派遣手当の支給に関する条例(平成8年豊川市条例第24号)の 一部を次のように改正する。

第1条中「含む。)」を「含む。)及び大規模災害からの復興に関する法律施行令(平成25年政令第237号)第43条」に、「実施又は」を「実施、」に、「実施のため」を「実施又は復興計画の作成等のため」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

\_\_\_\_\_

## 理 由

この案を提出するのは、大規模災害からの復興に関する法律の施行に伴い、 復興計画の作成等のため派遣された職員に対し、災害派遣手当を支給する必要 があるからである。